



<p>改正する規則</p> <p>一八 秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>一九 秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則</p> <p>二〇 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>二一 秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則</p> <p>二二 知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳の交付に関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則</p> <p>二三 秋田県県税条例施行規則等の一部を改正する規則</p> <p>二四 秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二五 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二六 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則</p> <p>二七 秋田県病院事業財務規則を廃止する規則</p> <p>二八 秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二九 秋田県財務規則の一部を改正する規則</p> <p>三〇 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則</p>	<p>訓 令</p> <p>一 秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令</p> <p>二 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>三 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令</p> <p>四 秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令</p>	<p>改正する訓令</p> <p>八四 国土調査の指定</p> <p>八五 保安林予定森林の指定通知</p> <p>八六 指定施業要件変更予定通知</p> <p>八七 平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施</p> <p>八八 農地保有合理化事業規程の変更の承認</p> <p>八九 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止</p> <p>九〇 生活保護法による医療機関の指定</p> <p>九一 生活保護法による施術者の指定</p> <p>九二 生活保護法による介護機関の指定</p> <p>九三 道路区域の変更</p> <p>九四 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表</p> <p>九五 市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出</p> <p>九六 地方卸売市場における卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けの認可</p> <p>九七 家畜伝染病を予防するための検査の実施</p> <p>九八 家畜伝染病を予防するための検査の実施</p> <p>九九 秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認</p> <p>一〇〇 第三十七回採石業務管理者試験の合格者</p> <p>一〇一 争議行為の予告</p> <p>一〇二 道路区域の変更</p> <p>一〇三 〃</p> <p>一〇四 証紙売りさばきの廃止の届出</p> <p>一〇五 秋田県の高産公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更</p> <p>一〇六 都市計画の変更による送付図書の見覧</p> <p>一〇七 道路区域の変更</p> <p>一〇八 道路の供用開始</p>	<p>告示</p> <p>一〇九 建築基準法による道路位置の指定</p> <p>一一〇 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し</p> <p>一一一 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可</p> <p>一二 青少年に有害な図書類の指定</p> <p>一三 青少年に有害な興行の指定</p> <p>一四 漁船損害等補償法による付保義務の発生</p> <p>一五 障害者就業・生活支援センターの指定</p> <p>一六 技能検定実技試験出願の申請手数料</p> <p>一七 平成二十一年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施</p> <p>一八 平成二十一年度技能検定(随時実施)の実施</p> <p>一九 道路の供用開始</p> <p>二〇 道路区域の変更</p> <p>二一 地籍調査の成果の認証</p> <p>二二 争議行為の予告</p> <p>二三 秋田県土地利用基本計画の一部変更</p> <p>二四 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定</p> <p>二五 都市計画事業の事業計画の変更の認可</p> <p>二六 県議会臨時会の招集</p> <p>二七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止</p> <p>二八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定</p> <p>二九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更</p> <p>三〇 生活保護法による介護機関の変更</p> <p>三一 生活保護法による指定介護機関の変更</p> <p>三二 漁船損害等補償法による付保義務の</p>
---	---	---	--





<p>一 コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し、移植及び放流等に係る指示 二 ブラックバス等外来魚の再放流の禁止</p> <p>二〇六二 一三 二〇六七 三一</p>	<p><b>公営企業管理規程</b></p>	<p>二 秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部を改正する規程 三 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程 四 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程</p> <p>二〇六四 一九 〃 〃 号外一 三一</p>	<p><b>正 誤</b></p>	<p>○平成二十年三月三十一日付け秋田県規則第二十六号の正誤 ○平成二十年十二月一日付け秋田県訓令第四号の正誤 ○平成二十一年二月十七日付け秋田県告示第六十七号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県訓令第一号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県告示第九十七号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県告示第九十九号の正誤</p> <p>二〇六〇 六 〃 〃 二〇六二 一三 二〇六三 一七 〃 〃 二〇六四 一九</p>
--	------------------------	--	-------------------	--

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄